

(別添5)

若年者消費者トラブル解決支援事業

1 目的

若年者の消費生活の被害を防止・解決するため、専門的知識を有する弁護士から若年者やその保護者等が直接助言を受けることのできる専用の相談電話等により、インターネット利用上の電子契約に関する相談や金融商品に関する相談、詐欺的な利殖商法に関する相談など、複雑・高度な相談に対応することを目的とする。

2 主催

岩手県

3 実施形態

県が岩手弁護士会に委託して、毎月2回開催し、毎回1名の弁護士が電話又は面談により相談に対応する。

なお、相談時間は1件あたり30分を目安とする。

4 実施会場

県民生活センターにおいて実施する。

5 その他

(1) 実施日時、時間、様式、対応を要する事項等の詳細については、別途、各年度において定める

「若年者消費者トラブル解決支援事業実施要領」によることとする。

(2) 以上により難い事情が生じたとき、又は疑義が生じたときは、岩手県、岩手弁護士会で協議するものとする。